

～国際研修～

第1回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官

辻 保彦

カンボジアでは、成立後も長らく適用が見送られていた民法が2011年12月により適用になったことにより、法律を作るという起草の段階から、運用改善・普及という次の段階に本格的に移行した。これを受けて2012年4月から5年間の予定でスタートした「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援プロジェクト」というJICAの新プロジェクトでは、従前からの対象機関である司法省(MOJ)、王立司法学院(RAJP)¹及び弁護士会(BAKC)の3機関のほか、新たに王立法律経済大学(RULE)も対象機関に加えて、民事分野における法律の解釈・運用能力の向上を目標に掲げ、長期専門家が中心となって定期的に勉強会を実施している。

本研修は、新プロジェクトにおける初めての本邦研修であり、4機関の混成メンバーによる合同研修というカンボジアの法整備支援における初の試みであった。以下、研修の概要を報告する。

第1 本研修の概要

1 研修期間

2013年2月18日～2月28日

2 研修員

本研修には、対象4機関から5名ずつ、合計20名の研修員が参加した。

[司法省]

Mr.ティット・リッティ

司法省付判事

Mr.ブンヤイ・ナリン

総務総局次長

Ms.ニル・フィリップ

法教育・普及局長

Mr.ホック・チャンソヴァンナラ

民事局次長

Mr.オル・ティレアック

検察局次長

[王立司法学院]

Mr.グオン・ラタナ

プルサット始審裁判所判事

Mr.ケート・ソチエット

クラティエ始審裁判所判事

Ms.ヴァ・サカダ

プノンペン検察局検事

Mr.サム・リティヴァアスナ

カンダール検察局検事

Mr.チェ・ヴィヴァタナッ

カンダール始審裁判所判事

[弁護士会]

Mr.イヴ・ポリ

弁護士

Ms.テープ・ボパール

弁護士

Mr.スウン・ソピア

¹ 従前のプロジェクトでは王立裁判官検察官養成校(RSJP)を対象機関としていたが、新プロジェクトではRSJPの上位機関である王立司法学院(RAJP)を対象機関としている。

	弁護士
Mr. ユン・サヴァット	
	弁護士
Ms. セク・ソヴァンナ	
	弁護士
[王立法律経済大学]	
Mr. ハップ・パルティ	
	大学院課程副学部長
Ms. ボウイ・ティダ	
	アカデミック部長
Mr. コング・ソペアック	
	調査部員
Ms. ポリ・パンニャ	
	調査部員
Mr. オウン・サカダ	
	教授

第2 研修実施内容（別添日程表参照）

本職（辻）が担当した「日本の法曹養成制度」の講義では、従来の司法試験制度とその問題点を紹介した上で、法科大学院制度の導入を中心とした新司法試験制度への移行を説明した。研修員たちは大学の法学教育と法曹実務教育をつなぐという法科大学院制度の趣旨に高い関心を示し、翌日に予定されている関西大学法科大学院への訪問に対する期待が高まっている様子であった。また、法曹三者の統一司法試験と統一司法修習の制度についても同様に関心が高く、将来的にカンボジアでも導入を検討したいという意見も出た。

関西大学法科大学院への訪問では、木下智史法務研究科長をはじめとする先生方から手厚い歓迎を受け、概要説明と質疑応答に続いて施設内を見学した。教授が学生に対して一方的に教えるという従来型の講義ではなく、学生に対して質問を投げかけることで、学生が自分の頭で考えて意見を発表する能力を引き出すという法科大学院の教育方針に対して、と

りわけ王立法律経済大学からの参加者を中心に、研修員らから共感の声が上がった。先生方にはランチもご一緒頂き、打ち解けた雰囲気です研修員たちと会話が弾んだ。

堀野桂子弁護士による「担保取引の実務」の講義では、典型担保と非典型担保の区別という基礎的知識から、仮登記担保・根抵当権・集合債権譲渡担保といった実務的な内容まで、担保物権の分野について広く深く説明がなされた。カンボジアでは、2011年12月の民法適用及び2013年1月の不動産登記共同省令の発布に伴い、債務者から債権者に土地の権利証を預け渡す方式のGAGE（ガージュ）と呼ばれる不動産質から、登記による公示を前提とした抵当権へと、土地担保取引の実務が変遷過程にある。今回の講義は、そのようなカンボジアの実務上のニーズに即応した内容であった。

磯川剛志弁護士による「弁護士と弁護士会の役割」の講義では、弁護士業界の専門分野化の進展、都市部における弁護士の供給過剰問題、弁護士会を中心としたプロボノ活動のあり方といったマクロな視点の内容から、依頼者との信頼関係の構築、時効や利益相反の管理、守秘義務の徹底、契約書作成時の留意事項といった弁護士実務に直結したリアルな内容まで、具体例を交えながら幅広くお話し頂いた。弁護士出身者以外の研修員からも質問が相次いだ。

大阪弁護士会への訪問では、副会長の内藤秀文弁護士をはじめ多数の先生方のご参加を得て、研修員との座談会が行われた。研修員からは、「弁護士会の人権擁護委員会は、どのような調査権限を持っているか。」「法律相談センターはどのような活動をしているか。」「弁護士と弁護士法人はどう違うか。」「どうして弁護士のテレビ広告が解禁になったのか。」「懲戒処分のうち退会命令と除名はどう違うか。」など多岐にわたる質問が出たが、いずれに対しても先生方から丁寧なご回答を頂いた。弁護士会館の見学では、図書室、模擬法廷、総合紛争解決センターな

どを見せて頂いた。

国際協力部（ICD）の朝山教官による「地方法務局の役割」の講義では、不動産登記制度を中心に、その歴史や、現在の電算化された最新鋭のサービスなどについて説明がなされ、翌々日の奈良地方法務局訪問に先駆けて基礎的知識のインプットがなされた。前述のとおり、カンボジアでは本研修の直前の2013年1月に不動産登記共同省令が発令され、不動産登記制度の本格的運用が開始されたところであり、研修員らの関心が高い分野である。そのほか、供託制度や戸籍制度など地方法務局の所管業務について基礎的な説明がなされた。

奈良地方法務局への訪問では、かつてICDで専門官として勤務されたご経験のある同局葛城支局総務課の土屋佳代課長から、地方法務局の業務について分かりやすく説明して頂いた。庁舎内の見学では、公図、地籍図、不動産登記簿の実物を見せていただき、研修員は興味深げに眺めながら熱心に説明を聞いていた。その後の質疑応答では、立木登記という実例の少ない業務に関するユニークな質問から、建物が滅失した場合はどのように登記するかといった実践的な質問まで様々飛び交ったのに対し、ホワイトボードを使うなどして皆さんで懇切丁寧にご回答頂いた。



奈良地方法務局訪問

法務省民事局参事官室の福田敦局付による「民事立法技術」の講義では、部内での検討、法制審議会による調査審議、中間試案の取りまとめ、国民から

の意見募集、要綱案の取りまとめ、条文案の作成、内閣法制局による審査、他省庁との協議といった我が国の内閣提出法案の作成過程について、時系列に沿って説明がなされた。また、文言選択の適切性や他法令との整合性など、条文案作成に当たっての具体的な留意事項についても詳しく説明があり、法令用語辞典や一問一答シリーズなど文献の紹介もなされた。研修員からは、「法律を改正することのメリットとデメリットは何か。」「どうやって国民の意見を募るか。」「国民の意見はどの程度反映されるか。」などの質問が出た。

本職が担当した「法学教材の作り方」の講義では、①注釈民法シリーズ、②法律学者が書いた民法の教科書、③実務家が書いた民法の参考書、④民法判例百選という4種類の民法教材を紹介した。現行プロジェクトでは、現地での勉強会の成果をまとめて教材を作ることが目標とされていることから、教材作りのヒントを提供するため実施したものである。

ICDの三浦康子教官による「日本の民事・家事手続」の講義では、各手続の説明に入る前に、翌日に予定されていた神戸地家裁への訪問に先駆けて裁判所の組織について説明があった。研修員からは、「内閣が裁判官を任命することは、司法権の独立には反しないか。」「裁判官が懲戒されることはあるか。」などの質問が出た。民事手続については、「証拠の評価が難しいのはどういう場合か。」という質問に対し、「鑑定人の所見が疑わしいときは評価が難しい。」とのコメントがあった。家事手続については、「離婚後の親権者を決めるに当たり、子供が希望する方の親が人格的に尊敬できない人物である場合、どのように判断するか。」などの質問があった。

本間佳子弁護士（創価大学法科大学院教授）による「保全と執行」の講義では、研修員に対して「債権に対する執行にはどのようなものがありますか。」「金銭の支払を目的としない強制執行の典型例を教えてください。」などの質問を投げかけながら進

めるという双方向型の講義が行われた。このやり方は、緊張感を持続できるということで研修員から好評であった。質疑応答の際には、担保権の実行の際に執行文が必要か否かについて研修員同士で機関を超えた議論が展開された。かつて民法・民事訴訟法の起草支援プロジェクトで長期専門家として活動されていた本間弁護士は、当時と比べてカンボジア側の法解釈能力が全体的にレベルアップしていることに驚きと喜びの声を漏らしていらしかった。

神戸家庭裁判所及び神戸地方裁判所の訪問では、裁判官及び書記官の方々から概要説明をしていただいたほか、少年審判廷・家事審判廷・科学調査室・法廷・裁判官室・書記官室等を見学させていただき、裁判官との座談会も実施していただいた。カンボジアでは家庭裁判所が存在しないため、家事事件と少年事件を専門に扱う家庭裁判所という制度自体に対して高い関心を示していた。そのほか、研修員からは「事件記録をしっかりと読んで頭に入れてから証人尋問に臨むという裁判官のお話が印象に残った。」「経験年数の違う裁判官が同じ部屋で執務をすることにより、いつでも先輩から指導を受けることができる。」といった感想が聞かれた。



訪問先にて質疑応答

本研修の終盤には、研修員による民事模擬裁判を実施した。比較的シンプルな貸金返還請求事件を題材にして、研修員を5つのグループに分けて争点整理について議論・発表してもらい、争点整理の基本的な考え方を習得してもらった。その後、抽選で決

めた配役に従って、あらかじめ用意された台本を読み進める形式で、民事裁判手続の流れを追体験してもらった。全1日の短い模擬裁判であったが、三浦教官による民事裁判手続の講義や神戸地裁訪問でインプットした内容につき、より理解が深まったものと思われる。



争点整理案の発表



模擬弁論準備手続き

本研修最後のコマでは、研修員を5つのグループに分け、これまで本研修で学んだ内容について分担して発表してもらった。1グループ当たり25分間で2～3個のテーマについて発表するというタイトなスケジュールであったが、各グループともコンパクトに要点をまとめて時間内に分かりやすく発表していた。本研修の2週間後の3月14日にプノンペンで開催された4機関合同のジョイント・ワーキング・グループでも、本研修と同一のグループ分けて研修結果発表が実施され、本研修で習得した内容につき情報共有が図られたとのことである。

第3 おわりに

本研修中、約2週間の共同生活を通じて、4機関のメンバーが互いに親交を深めていった。そのことも、本研修の大きな成果の一つだと思う。これをきっかけに、対象機関相互間の信頼関係の構築や情報

共有が進むことを願って止まない。お忙しい中、本
研修にご協力下さった講師の方々、訪問先の方々に
心から感謝申し上げたい。ありがとうございました。

第1回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程表(案)

[教官: 辻教官, 三浦教官 専門官: 山田専門官, 堀専門官]

平成25年1月9日 現在

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
2 /	日	移動日			
2 /	月	JICAオリエンテーション	国際協力部 オリエンテーション (13:30~14:00) JICA関西	講義「日本の法曹養成制度」 国際協力部 辻保彦教官 JICA関西	
2 /	火	法科大学院見学 関西大学法科大学院	講義「担保取引の実務」 北浜法律事務所 堀野桂子弁護士	ICD 国際会議室	
2 /	水	講義「弁護士と弁護士会の役割」 グローバル法律事務所 磯川剛志弁護士 ICD 国際会議室	12:15~ 部長主催意見交換会 記念写真撮影	講義「地方法務局の役割」 国際協力部 朝山直木教官 ICD 国際会議室	
2 /	木	大阪弁護士会訪問 大阪弁護士会	講義「民事立法技術」 法務省民事局 福田教局付	ICD 国際会議室	
2 /	金	講義「法学教材の作り方」 国際協力部 辻保彦教官 ICD 国際会議室	奈良地方法務局訪問	奈良地方法務局	
2 /	土				
2 /	日				
2 /	月	講義「日本の民事・家事手続」 国際協力部 三浦康子教官 ICD 国際会議室	講義「保全と執行」 創価大学法科大学院 本間佳子教授(弁護士)	ICD 国際会議室	
2 /	火	神戸家庭裁判所訪問 神戸家裁	神戸地方裁判所訪問 神戸地裁		
2 /	水	模擬裁判 ICD 国際会議室	模擬裁判 ICD 国際会議室		
2 /	木	研修結果発表・総括質疑応答 ICD 国際会議室	評価会・修了式	ICD 国際会議室	
3 /	金	移動日			

※ICD=法務総合研究所国際協力部(大阪中之島合同庁舎)

※JICA関西=国際協力機構関西国際センター